

重要：申取実務研修会「未受講者」－「理由書」提出更新の会員各位

先般よりご案内のとおり、「理由書」の提出により届出済証明書の更新を行った会員については、令和3年度末までに実施される実務研修会を受講後、速やかに当該研修の修了証書（写し）を提出いただくこととなっておりますが、「理由書」提出者について受講状況を確認いたしましたところ、現時点で実務研修を修了されていない会員がいらっしゃる事が判明いたしました。

「理由書」による更新措置につきましては、その対象を令和4年3月末までに届出済証明書の有効期限を迎える届出済会員とし、令和4年3月末までに実施される実務研修会の受講が要件とされております。

これまでに実施した実務研修を修了されていない会員は、

【令和4年2月実施の実務研修会

（申込期間：令和3年12月24日9時～令和4年1月7日17時まで）】が、

上記更新措置対象会員における最後の受講機会となります。

（上記申込期間でも定員に達した場合は受付が締め切られますのでご注意ください。）

未修了者で令和4年2月実施の実務研修会にお申込みされていない場合には、理由書に記載する誓約事項を履行できないこととなり、各位ご提出済みの理由書に記載のとおり『**正当な理由がなく上記の研修会の受講をしなかった場合には、**「**交付を受けた届出済証明書は直ちに返還**」いただく』こととなりますので、ご留意のうえ、申込・受講のご対応をお願いいたします。

上記の2月実施の実務研修会（VOD方式）につきましては、
本会ホームページ11月29日のお知らせに掲載しておりますので、ご確認下さい。

<https://www.kana-gyosei.or.jp/members/8219>

以上